

○鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例

平成17年3月29日
条例第28号

鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例をここに公布する。

鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例

(設置)

第1条 県が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財団法人による産業廃棄物の管理型最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。)の整備及びその推進を図るため、鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平20条例49・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、鹿児島県産業廃棄物税条例(平成16年鹿児島県条例第44号)の規定により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、予算で定める額を積み立てることができる。

(平22条例17・一部改正)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月14日条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。